

地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定

千葉県（以下「甲」という。）と社団法人千葉県電業協会（以下「乙」という。）とは、「千葉県地域防災計画」及び「千葉県水防計画」に基づき、地震・風水害・その他の災害（以下「災害」という。）が発生するおそれのある場合の防止及び災害が発生した場合の応急対策に係る業務（以下「災害応急業務」という。）の施行に関し次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する道路、河川、その他の公共土木施設の電気設備、電気器具または配線（以下「公共土木施設の電気設備」という。）の機能の確保及び回復のため、甲と乙との基本事項を定め災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、災害応急業務を施行する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 甲は、乙の会員以外の電気工事業者に対しても必要と認められた場合は、協力を要請することができるものとする。

（災害応急業務の内容）

第3条 甲が乙に対し要請を行う災害応急業務は、災害の発生が予想される場合の要員の配置並びに災害発生後における公共土木施設の電気設備の損壊箇所等の被害状況把握と甲への報告及び応急措置・応急復旧工事とする。

（協力体制）

第4条 乙は、甲と協議のうえ、災害応急業務を速やかに施行するための者（以下「施工業者」という。）を、「千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿」に登載されている者の中から、あらかじめ定めておかなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、施工業者が災害応急業務を実施する施行区域又は区間をあらかじめ定めておかなければならない。

（災害補償）

第5条 第2条の規定により、災害応急復旧業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは、疾病にかかり又は廃疾となった場合の、本人又はその遺族若しくは、被扶養者に対する損害補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律50号）」の適用がない場合には、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和37年千葉県条例第39号）」又は「河川法（昭和39年法律第167号）」を適用するものとする。

（細目協定）

第6条 この基本協定を実施するための細目について、甲の土木部各出先事務所と乙と協議のうえ協定を結ぶものとする。

（協定の期間及び更新）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に文書をもって、この協定を変更若しくは終了させる意思を表示しないときは、期間満了の翌日から起算して1年間更新されたものとする。

（雑則）

第8条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じた時、又はこの協定に定める事項に疑義が生じた時は、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

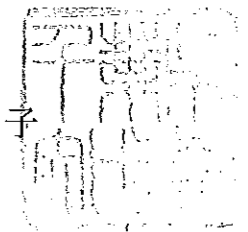
（附則）

1. この協定は平成15年4月1日から適用する。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は記名の上、各1通を保有する。

平成15年4月1日

甲 千葉市中央区市場町1番1号
千葉県
千葉県知事 堂本 暁子



乙 千葉市中央区中央港1-13-1
社団法人 千葉県電業協会
会長 喜多村 賢一郎

